

(別紙1)

平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務の  
企画審査について

1 企画審査委員会の設置等

(1) 地球環境局内に企画審査委員会を設置する。

(2) 企画審査委員会は、提出された企画書等(参考様式)の内容について、企画提案会を実施後、審査を行う。

( ) 企画提案会の日時等

開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して平成19年1月19日(金)までに連絡する。

2 企画書等の審査

(1) 「平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別紙2)に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】

・優(十分満足できる)	10点
・良(満足できる)	5点
・可(満足できるレベルよりやや劣る)	3点
・不可(満足できない)	0点

(2) (1)の採点結果を「平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画書等提出者一覧」(別紙3)に整理し、全項目の採点を合算した計数を総得点として、最も高い点数を得た者を契約候補者とする。

(3) 総得点と同数の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

「優」の数が多い者を契約候補者とする。

「優」の数と同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。

「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。

「可」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。